

第4期札幌市子どもの権利委員会 第3回委員会

会 議 録

日 時：平成29年5月18日（木）午後5時40分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○千葉委員長 まだ開始の時刻ではないのですけれども、予定されている委員は既に着席されておりますので、ただいまから子どもの権利委員会を開きたいと思っております。

お願いですが、発言の際には、手元にありますマイクを使ってください。よろしく願いしたいと思っております。

2. 事務局報告等

○千葉委員長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子ども未来局子どもの権利推進課長の渡辺でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、A委員から欠席される旨の連絡を受けております。また、B委員から遅参するという連絡を受けております。

続きまして、委員交代のお知らせです。

札幌市小学校長会から川嶋副会長にご就任いただいておりますが、役職の交代に伴いまして、新たにC副会長に委員としてご就任いただくことになりました。

C委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○C委員 Cです。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

また、本日、都合により出席されておられません、民生委員児童委員協議会から就任いただいております鈴木委員から交代してD委員にご就任いただくこととなっております。

なお、お手元の委員名簿につきまして、その他の変更等がございましたら、随時、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

3. 子ども未来局長挨拶

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 続きまして、可児子ども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

○可児子ども未来局長 皆さん、こんにちは。

この4月の人事異動で子ども未来局長に着任いたしました可児と申します。

皆様には、いつもお忙しい中、子どもの権利委員会の委員として、札幌市の子どもの権利に関する計画や施策の推進に貴重なご意見をいただいておりますことに、本当に感謝をしたいと思っております。

今年は、子どもの権利推進条例の施行から9年目を迎えるということで、この委員会も4期目でございます、その2年目ということですので。

最近、新聞やニュースでも色々と報道されておりますが、全国的に、また札幌市でも、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況ということもあり、困難を抱える子どもたちも非常に多くなってきている印象を受けております。

このような状況のもと、皆様方には、子どもが安心して暮らす権利を守る取組から、子どもの権利の大切さを呼びかける普及啓発に至るまで、子どもの権利に関する施策に幅広くご意見をいただきたいと考えております。

札幌市としましても、権利条例でいう子どもの最善の利益を考えまして、各種施策を着実に推進していきたいと考えているところでございます。

本日の議題は、この条例に基づきまして、平成 28 年度を取組状況の報告になっております。今日お集まりいただきました皆様方は、本当に各分野の専門家でございますし、公募委員の方々、さらに子どもを代表する高校生の委員の皆様もいらっしゃいます。日頃からそれぞれの立場で子どものことについて、あるいは、子どもの視点に立って考えたり感じたりしていただいていると思いますので、そういう考えや思いを踏まえて、様々なご意見を賜れば本当にありがたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） なお、可児局長につきましては、この後、別の公務が入っているため、ここで退席させていただきます。

○可児子ども未来局長 どうぞよろしくお願ひいたします。

〔子ども未来局長は退席〕

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 事務局につきまして、新年度の人事異動により交代いたしました課長職以上の職員についても紹介をさせていただきます。

子ども未来局から、有塚子ども育成部長でございます。

徳永子ども企画課長でございます。

教育委員会から、廣川教育課程担当課長でございます。

続きまして、本日の資料の確認ですが、事前にお送りしたものとしまして、会議の次第、座席表、委員名簿、資料「子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成 28 年度取組状況報告書」となっております。あわせて、参考として、子どもの権利に関する 3 つ折りのリーフレット、子ども通信の第 15 号、あしすと通信の第 15 号、アシストセンターのラミネートポスター、アシストセンターの大人用相談カードを配付しております。

お手元に資料がない方はお知らせ願ひます。

事務局からは以上でございます。

○千葉委員長 報告あるいは挨拶をありがとうございました。

これから議事に入りますが、事務局の皆さんは、いわゆるクールビズの時期に入ったということもありまして、ネクタイを外している方が結構いらっしゃいます。私も既にネクタイを外しているのですが、委員の皆様方も、なるべく楽な形で議論に参加していただきたいと思ひます。

4. 議 事

○千葉委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、次第にありますように、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成 28 年度取組状況の報告についてです。

これにつきましては、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それでは、資料に基づきご説明させていただきます。

今回は、平成 28 年度を取組状況に関する報告ということで、平成 27 年度から 31 年度を計画期間として策定されている第 2 次札幌市子どもの権利に関する推進計画に基づく 2 年度目の取組状況の報告となります。

表紙を 1 枚おめくりいただきますと、第 2 次推進計画の基本理念を記載しております。

子どもの権利に関する様々な施策は、この推進計画に定める基本目標等に基づき、子ども未来局や教育委員会が中心となって、関係部局との連携により進めさせていただいております。

それでは、平成 28 年度を取組の概要として、報告書の 1 ページから 3 ページに基づいて説明いたします。

まず、1 ページをごらんください。

推進計画の基本目標 1 「子どもの権利を大切にする意識の向上」及び、基本目標 2 「子どもの意見表明・参加の促進」に関連する子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進の取組となります。

一つ目の丸の主な子どもの意見表明・参加の促進の取組として、平成 28 年度は、空知管内の奈井江町、長野県松本市と豊平区の子どもたちが、冬季アジア札幌大会に向けて、まちづくりやおもてなしに関する意見交換を行い、豊平区長に提言を行う「‘3まち’子ども交流」を実施いたしました。

交流事業に参加した札幌の子どもたちには、後日、「子どもレポーター」として記事の取材、編集をしてもらい、全小・中学校に配布している子ども通信に載せて発信いたしました。

また、市政に対する子どもからの提案・意見募集はがきに多くの回答をいただくなど、子どもの参加や意見表明を一層進めるための取組を実施しております。

続いて、二つ目の丸の主な理解促進・意識向上の取組についてですが、小学 4 年生、中学 1 年生全員には、学校の授業でも活用できるパンフレットを配布したほか、手にとりやすい工夫をした保護者向けの新たなリーフレットを作成いたしました。

また、子ども向けの出前授業を含め、出前講座等の普及啓発活動を実施したほか、「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、子どもの権利をテーマとしたポスター作品を子どもたちから募集し、ポスター展を開催するなど、子どもたちの理解や意識の向上を図りました。

続いて、三つ目の丸の推進計画の成果指標に関する状況につきまして、これらの数値は、計画策定の際に実施している実態・意識調査とは別に、経年の推移を見るため、指標達成

度調査や事業参加者へのアンケート調査により得ている参考値ではありますが、前年との比較で、子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合と、子どもの権利が守られていると思う人の割合では、大人の割合が減少している一方、子どもについては、自分のことが好きだと思う子どもの割合を含め、上昇しております。

これらを踏まえたまとめの欄になりますが、平成 28 年度は、子どもの権利の理念の普及啓発のため、手軽に読める保護者向けリーフレットの作成や子どもが記事を編集し発信する子どもレポーターなど新たな取組を含め、教育委員会や学校とも連携しながら、効果的な広報に努め、取組を推進いたしました。

成果指標に関して、大人の割合が前年から減少している背景としては、いじめや虐待、子どもの貧困など、子どもの権利侵害の状況等の影響が考えられますが、これまでに実施した子どもの貧困対策検討のための実態調査や各種支援策を踏まえ、引き続き困難を抱える子どもや家庭への支援の充実、強化に取り組む必要があると考えております。

一方で、子どもの割合には上昇傾向が見られることについて、各地域や庁内で子どもの参加の取組等を進めてきた効果と捉えることもできますが、今後とも、学校や家庭、地域と連携しながら、効果的、効率的な取組を一層推進してまいります。

続きまして、2 ページ、推進計画の基本目標 4 「子どもの権利の侵害からの救済」について、子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の取組でございますが、本日出席いただいております杉浦救済委員に、この後、ご説明をいただきます。

続きまして、3 ページの推進計画の基本目標 1 「子どもの権利を大切にする意識の向上」及び、基本目標 3 「子どもを受け止め育む環境づくり」に関しまして、教育委員会の取組についてでございます。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動が各学校において一層図られるよう、様々な教職員研修や人権教育推進事業を実施しております。

内容としては、子どもの権利を大切にした教育の推進や指導のあり方を初め、いじめや不登校への対応やピア・サポートに関する講義などを行っており、教職員研修については、子ども未来局の職員も講師として加わるなど、教育委員会と子ども未来局の連携を進めております。

概要としては以上ですが、具体的な取組内容等については、4 ページ以降に、第 2 次推進計画の体系に沿って記載しております。

その中で、2 点について個別に説明をさせていただきます。

12 ページをごらんください。

基本目標 2 「子どもの意見表明・参加の促進」に関しまして、下段の③「市政における子どもの意見表明の機会の促進」でございます。

子どもの権利条例第 24 条で、札幌市や子どもが育ち学ぶ施設の設置管理者及び市民は、市政や施設の行事、地域の活動について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとされており、これまで、全体的な子どもの参加の取組件数も増えてきて

いるところです。

その中では、昨年度の特徴的な取組として、札幌市の温暖化対策を協議する環境保全協議会の委員として、高校生2名に参加いただくという取組も挙げられております。

平成28年度は、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた年でもあり、今後、より一層の子どもの意見表明や参加の促進に向けて、様々な形で取組を推進していきたいと考えております。

続きまして、16ページをごらんください。

基本目標3「子どもを受け止め、育む環境づくり」に関しまして、中段②「子どもの貧困対策に関する検討」でございます。

札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015において、平成29年度に「仮称）子ども貧困対策計画」を策定することとしており、昨年度は、子ども、若者やその世帯の生活状況や実態を把握するため、市民アンケートや関係団体へのヒアリング、座談会を実施いたしました。

前回のこの会議でも実態調査の中間報告をさせていただきましたが、その取りまとめ結果等は、計画策定に向けた進捗状況とあわせて7月頃に改めてご報告させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

私からの説明は以上となりますが、今回の内容につきましては、本日、ご意見をいただいた後、市長への説明を経て、最終的には6月9日に札幌市議会の文教委員会に報告する予定となっております。

それでは、先ほど触れました子どもアシストセンターの取組状況として、2ページに戻っていただき、杉浦救済委員からご説明をお願いいたします。

○事務局（杉浦子どもの権利救済委員） 子ども権利救済委員の杉浦でございます。よろしく願いいたします。

子どもアシストセンターの取組につきまして、資料「平成28年度取組状況報告書」の2ページについてご説明いたします。

当センターでは、子どもに関することであればいかなる相談も受け、子どもの権利侵害は見逃さず、子どもたちが生き生きと暮らせるようにするという姿勢で活動しています。そして、行政から独立した第三者機関として、必要であれば調整活動として関係機関に働きかけを行っています。

平成28年度の相談実績につきましては、実件数、すなわち相談者数が833件で、前年度に比べ16.7%減少しています。延べ件数、すなわち総相談件数が3,515件で、前年度と比べ13.7%減少となっています。相談方法としては、電話、Eメール、面談が主ですが、Eメールによる実件数に減少傾向が見られ、これが全体の件数減につながっていると分析しています。

背景には、子どもたちへのスマートフォン普及に伴い、Eメールからソーシャルネットワークワーキングサービス、いわゆるSNSへ利用が移っていることも一因となっているのでは

ないかと推測しているところであり、さらに今後の動向を注視していきたいと考えています。

平成 28 年度の調整活動の状況につきましては、実件数で 23 件について実施しており、そのうち 20 件は小・中学校を調整先としています。内容については、いじめや友人とのトラブル、教師とのトラブル、不登校など様々なものがありますが、責任の追及ではなく、当事者同士の前向きな対話によって子どもの置かれた状況が改善に向かうように、つなぐための活動を行います。

また、昨年度に救済の申し立てがなされた事案はありませんでした。

以上の活動実績につきましては、資料の 19 ページ以降においてさらに詳しい数値などを掲載しております。

一方、身近な相談機関としてアシストセンターを知っていただくために、様々な広報活動を行っております。

4 ページの表中にありますように、学校を通じた児童・生徒の皆さんへのカード、チラシの配布や、スタッフによる出前講座の実施のほか、昨年 6 月には、初音ミクのイラストを使用したラミネートポスターの各学校や児童会館への配布を、今年 3 月には大人用のカードを作成し、ドラッグストア 3 社のご協力をいただいて、市内店舗 140 か所へ配布いたしました。お手元にも配られていることと思います。

今後も、効果的な広報活動を継続的に行ってまいります。

私からの説明は以上です。

○千葉委員長 課長、そして杉浦救済委員、説明をありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

質問も含めまして、ご意見がある方はどうぞお願いいたします。自由に討論をしていただきたいと思います。

なお、本日は 7 時をめでに終了したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○E 委員 E です。よろしくお願いいたします。

16 ページのところで、保護者への啓発や相談・支援体制の充実という説明がありました。その上段に、子ども未来局の職員が 30 か所の児童会館を訪問しということで、前回も F 委員から出ていたのですが、「おばけのマールとすてきなまち」の読み聞かせを実施しましたということで、この本です。前回、F 委員から細かいご指摘がありましたので、私もじっくり読ませていただきましたが、少し気になった点があります。

今、お手元がないと思いますが、「まごまごじじばバス」は「こどもとおとしよりだけが のることができるバスで こどもと おとしよりのたいせつなコミュニケーションのばに なっている」とあります。ただ、絵の中でバスの車体に中学校の数学で習う不等式が書いてありまして、子どもにわかりづらいところがあります。その辺は、今後、改訂されるようであれば、もう少しわかりやすくしていただきたいという意見です。

○千葉委員長 要望でしょうか。

○E委員 要望です。

○千葉委員長 それについて、事務局から何かありませんか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 皆様のお手元に絵本がないので詳しいことがわからないと思いますが、この絵本は、お子さんたちに集まっていただいて、意見を出していただいて作成しております、その中から出てきた名前かと思います。

もし改訂する機会がありましたら、今の意見を踏まえまして、よりわかりやすい表現に努めたいと思います。

○千葉委員長 E委員、よろしいでしょうか。

○E委員 よろしくお願ひします。

○千葉委員長 それでは、他にご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○G委員 Gです。

同じ16ページのところですが、基本目標3の①「おばけのマールとすてきなまち」については、職員がどのような広報をして、どのような効果があったのかという質問です。

○千葉委員長 今の質問に対しまして、事務局、いかがですか。

○事務局（市川子どもの権利推進担当係長） 子どもの権利推進担当係長の市川と申します。

年間で概ね30か所の児童会館を回るということで、現在、札幌市に104か所ありますので、大体3年に1回は回っていく感じかと思います。子育てサロンの場ということになりますので、基本的には乳幼児を連れてお母さん方が多いです。子ども未来局の職員ということで、私から、子どもの権利という条例がありますので、皆さんで大切にしていきたいと思いますという話をします。

そして、希望に応じてということはありませんが、大半の児童会館で、「おばけのマールとすてきなまち」の読み聞かせをします。先ほどE委員が持っていた本よりももっと大きい読み聞かせ用の絵本がありまして、その読み聞かせを、児童会館の職員にさせていただくこともありますし、読み聞かせの団体の方の日程が合えばお願いしております。また、子どもの権利推進課職員が子どもたちを前に読み聞かせをすることもあります。基本的には大人向けの内容ということもありますので、保護者の方にもぜひ聞いていただいて、子どもが大きくなって色々と意見を言うようになったときに、聞いて、考えを受けとめてあげてくださいということで実際に読み聞かせをしています。

この効果を計るのはなかなか難しいところですが、実際にお子さんが生まれて、これから子育てをどのようにしていくのかということを経験しながら暮らしている保護者の方々が、ちょっとでも子どもの権利という考え方をヒントにして子どもに接していただければという想いで回っております。Kenri Bookも渡していきまして、家に帰ってから読んでみてくださいということで行っています。

○千葉委員長 G委員、よろしいですか。

○G委員 はい。

○千葉委員長 他にいかがでしょうか。

○F委員 Fです。

先ほどG委員が発言した件に関してですが、私は、先日、末の子どもの乳幼児健診に行く機会がありまして、そのときにチラシが配布されているのを見たのですが、乳幼児健診があって、歯科健診までの待ち時間のときに手にとって見てくださる方がいらっしゃらず、寂しい思いがしました。

広報物というのは、興味を持って読まれるものかどうかということが重要ですので、ぜひ読まれる工夫をしていただきたいと思いました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今、読まれる工夫をしていただきたいということでしたが、そこで何かヒントのようなものはつかんだのでしょうか。

○F委員 私が親としての立場から見ても、権利というものは抽象的ですので、何か身近な題材を取り上げるとか、前回も申し上げましたけれども、支援につながるような情報が提供できるようなものであればいいと思いました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今、F委員がおっしゃっていただいたことを参考にして、事務局から何かありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 広報物を作成する際、あるいは、実際に保健センターの職員にご協力をお願いするということを検討していきたいと思います。

○千葉委員長 F委員、よろしいでしょうか。

○F委員 はい。

○千葉委員長 それでは、他の委員の方はいかがでしょうか。

○H委員 Hです。よろしくお願いいたします。

あしすと通信についてですが、こんな相談が寄せられていますということで、いじめられているので学校に行きたくないということで内容が書いているのですが、場面緘黙症であることを打ち明けてくれたA君とあります。場面緘黙症と言われても、これは何なのかと思うと思います。先ほど調べましたら、家庭では話すことができるのに、社会不安のため、その場で話すことができないということだったので、そのことを書いていただければわかりやすいと思います。これは要望です。よろしくお願いいたします。

○千葉委員長 今のことにつきまして、アシストセンターから何かございましたらお願いいたします。

○事務局（河智調整担当係長） 子どもの権利救済事務局調整担当係長の河智と申します。よろしくお願いいたします。

今ご指摘がありましたように、専門用語のようなものが注釈なしで出てきたところにつきましては、配慮が足りなかったと反省しております。今後、広報物等を保護者の方を含めた皆様に発信するときには、その点に十分注意していきたいと思います。ありがとうございます。

○千葉委員長 H委員、よろしいでしょうか。

○H委員 はい。

○千葉委員長 他の委員はいかがでしょうか。

ふと気づいたことでも何でもいいので、どんどん出してください。

○F委員 18 ページのところで、不登校の児童生徒が年々増加傾向にあることが気になります。

私は、小学生の子どもが3人いまして、子どもの話を聞いていますと、学業成績が芳しくない子どもが学校で抑圧的な生活を強いられているのかなと思うことがあります。

例えば、小学校の算数の単元別のテストや漢字 50 問テストなどで、80 点とか 90 点とか目標点が決められていることがあります。それを達成できない子どもが休み時間中に再テストを受けさせられていたり、勉強会に参加させられているということもあります。リコーダーのテストや、今の時期ですと Y O S A K O I の踊りのテストや、合格点をなかなかもらえないで、やる気をなくしてしまっているところに、さらにテストを受けないでいると、先生から呼び出されてお説教をされる状況もあるということです。

そういう処遇を受けている子どもたちの中で、仮病を使って学校を休むとか、勉強がつからからもう学校に行きたくないと言うような子もいます。もしかしたら、教育委員会でそういう教育指導を推奨しているのかなと思ったので、その点をお聞きしてみたいと思います。

○千葉委員長 教育委員会から何かございますか。

○事務局（廣川教育課程担当課長） 教育委員会で教育課程担当課長をしております廣川と申します。

不登校の子どもたちの背景には、様々な理由がありまして、その中には、学習についていけないというものもあれば、プレッシャーがかかってなど、様々な背景がありますので、ここに載っております権利に関する教員研修の他に、いわゆる不登校対応について、私がいるところと違う専門の部署がありまして、そちらで、どういう原因で、どういう背景があるのかということについても教員の研修を行っています。また、学びのサポーターということで、担任の先生の話のときにサポーターが教室の中に一緒に入って、学習でひっかかっているところがあるようなお子さんがいたときに個別にサポートするような仕組みもあります。不登校の問題は、この一つの手を打てばすぐに解決するというものではないのですが、そういう取組を行っております。

また、18 ページに記載しております相談支援パートナーを中学校に配置しておりますが、担任の先生に言いづらいという悩みがあるときに、相談支援パートナーに子どもがサインを出して、そこから学校と連携してということになっています。ただ、子どもに応じての指導というものがありますので、画一的に目標を設けて、それについてというところから、個に応じて適切に指導していくように、様々なところで働きかけています。

○千葉委員長 F委員、よろしいですか。

○F委員 一度学校へ行きづらくなってしまったら、そこから学校へ行くということはなかなか難しいと思うのです。まず、学校へ楽しく通っている時点で、先生は子どもを励ますつもりで指導されていると思いますが、その指導内容が過度に子どもの心の負担になっていないかどうかということを検討していただく機会があればいいなと思いました。

○事務局（廣川教育課程担当課長） 今、お話しいただいたような側面もあるかと思いますが、担当の部署に今日のお話を報告させていただいて、対応策の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○E委員 関連した意見ですが、私は、今、名前が出ました学びのサポーターと相談支援パートナーをさせていただいていますので、現状を申し上げます。

今日も相談支援で色々お話をさせていただいたのですが、色々な要素で不登校になる子や教室に入れないう子がいます。学校としましては、私たちに担任を通じて要望があり、家庭訪問をしたり、個々にきめ細かく対応しております。予算は月曜日から木曜日までついております。本校は、金曜日はスクールカウンセラーが来ますので、我々は休んでいますが、月曜日から金曜日までは相談体制をとれる中学校になっております。

ただ、小学校については、学びのサポーターとして、どうしても個人差が出ますし、軽度の発達障がいの子どものサポートということで、文科省の調査では1クラスに6%から7%いるのが実態です。その人数を掛けますと、全校児童にするとかなりの数になります。

私も、1年生から6年生まで、1階から4階まで走り回っておりますけれども、年間720時間といっても毎日ではないものですから、4人で分担して頑張っています。その他に引率などもついてきます。軽度の発達障がいをお持ちのお子さんは機敏に行動できない場合もありますので、安全面を考えて、そういう体制をとっているのが実態です。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今、E委員から、自分が実際に担当している関係で話をさせていただいたのですが、恐らく、学校の中はかなり大変な状況になっているのだろうということは、今の話を聞いて皆さん方も感じ取っていただけたのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

今までの話を聞いていて、高校生委員から何か思うことがあれば言っていきたいと思います。

○I委員 Iです。

17ページの(3)の①「いじめに対する取組」について、いじめられたことがあるという数値が平成27年度から28年度で少し減少しているのですけれども、これからもっと減らすために、他にどういう取組をしていこうと思っているのか聞きたいです。

○千葉委員長 I委員の質問に対して、事務局からお答えいただけますか。

○事務局（廣川教育課程担当課長） 教育委員会からお話をさせていただきます。

いじめのところについては、件数が減っていくのは悪いことではないのですが、実際に

はじめが起こっているのに、何らかの理由でそれを言えない、あるいは、ちょっとわからなくなってしまうと件数に計上されていないということであれば、見かけ上の数字が減っていても、実際には困っているお子さんが増えているということになります。ですから、教育委員会では、早期に子どもたちがそういうことを感じたときに、先生であったり、大人に伝えてもらうようにと。そして、それが深刻になる前に解決に向けて取り組んでいこうというところに重点を置いております。これは、今、見かけ上の件数を減らすということより、学校で起こっていることを学校がいち早くわかり、個人ではなくて学校のチームでその問題を解決していこうという方向に進んでいますので、早く見つけて対処していくことが大事かと考えております。

○千葉委員長 I 委員、さらに質問、意見はありませんか。

○I 委員 わかりました。ありがとうございます。

○千葉委員長 他に、この際、聞いておきたいことはありますか。

○B 委員 B です。遅れてしまって申し訳ありませんでした。

不登校支援施設が市内で6か所ということですが、この人数に対して6か所というのは少ない気がします。今後、例えば、私の施設ですと北区で不登校の子どもがいるのですが、どうしましょうかという話をしたときには、かなり遠い学校まで行かなければいけないという現実があります。施設で暮らしている子どもたちは、職員の都合によって行けたり行けなかったり、送迎の関係があって受けられないという現実が出てきてしまうので、増やすというのは大変なお仕事かもしれませんが、もう何か所か、この人数に合った箇所が増えるといいのかなと思いました。

私は、相談支援パートナーという方が学校にいるということを知ったのですが、何とか自力で施設職員が子どもを学校に戻そう、あるいは、不登校で入所してきた子を学校に戻そうと躍起になっているのです。何とかこういう方々が入所からかかわって、タッグを組んで、私は他力を当てにするタイプですので、取り組んでいけたらいいかなと思っています。

子どもを学校に戻す、学校に通わせることはとても大変です。私は、今日、早番で朝6時半からの勤務だったのです。私が行くと、朝起きない子も怖いので起きるのです。が一っと朝に起こすので、とりあえず起きますが、学校へは行けないのです。今日はどうして行けのかと聞くと、おなかが痛いから行けないと言います。でも、私は、おなかは大して痛くないのだろうと思っているのですが、ここで無理して学校に出してしまうともっとこじれてしまうと思います。時期を見て話していくのですが、自分たちの施設の中だけではなく、外からももっと施設に入り込んで支援していただけると、子どもを学校に戻せると思いましたので、不登校支援施設をふやしていただくのと同時に、相談支援パートナーの存在をもう少しアナウンスしていただければうれしいと思います。

○千葉委員長 B 委員からの要望に対して、何かございますか。

○事務局（廣川教育課程担当課長） 先ほど言いましたように、不登校については様々な

要因がありますので、学校も教員だけで抱えて解決できる問題ではない場合もあります。様々な関係機関との連携ということが謳われておりますので、そういうところについて、担当の部署に伝えたいと思います。また、様々なサポートをしている人たちの存在も、機会を捉えて、保護者等に対してそういう場合はこういう人がいますということを伝えられるように努めていきたいと思います。

また、6か所という施設数については、私が増やしますと言えるものではないのですが、予算との兼ね合いの中で増やしていった経緯がありますが、担当部局との調整が必要になります。今日この場でもっと数を増やすべきではないかという意見をいただいたということは責任を持って報告していきたいと思います。

○千葉委員長 よろしいですか。

○B委員 はい。

○千葉委員長 他にいかがですか。

○E委員 関連して、実態としては、学校に来ていただく時間をずらして、なるべく他の生徒に会わないような時間に登下校させております。教室も別室になっておりまして、他の生徒に会わないように配慮して、なるべく来ていただきやすい環境にしているのが実態です。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

学校でも色々と工夫しているということですね。

他にいかがでしょうか。

今までの話を聞いていて、J委員、何か言いたいことがありましたら話してみてください。

○J委員 子どもアシストセンターのカードについて、大人用はどのようにもらうのかとと思っていました。

○千葉委員長 今の質問に対して、事務局からお願いします。

○事務局（河智調整担当係長） 大人用カードにつきましては、今年の3月に新たなものとして作成させていただきましたが、保護者の方を含めて、大人の方は、あしすと通信のように、学校を通じて広報物としてお渡しできるものもございますけれども、そうではない方は手にすることがなかなか難しいということもあります。そこで、一つは、ドラッグストアのチェーン店を持っている会社で、具体的には、ツルハドラッグ、サッポロドラッグストア、アイン薬局の3社にご協力いただきまして、札幌市内の店舗140か所で、買ったものを入れていただく台のところに置かせていただいております。実際にそれを見て相談されてきた人たちもいらっしゃる状況です。

公共機関としては、区役所の窓口やまちづくりセンターなどにも順次置いて、皆様に持ち帰っていただけるように広げていきたいと考えております。

○千葉委員長 始めたのは4月からですか。

○事務局（河智調整担当係長） 3月からです。

- 千葉委員長 3月から始めて、どのくらいの枚数が出ていますか。
- 事務局（河智調整担当係長） 配架して、自由にとっていただくことにしております。140か所の各店舗に200枚ずつお配りしていますので、合計で28,000枚配架させていただいている状況です。
- 千葉委員長 ありがとうございます。J委員、今の話でよろしいですか。
- J委員 はい。
- 千葉委員長 他にいかがですか。
- K委員 16ページ、17ページにかけて子どもの居場所づくりというところがありまして、色々な団体が子ども食堂を開催したりと盛んですけれども、ここでは児童会館が中高生の居場所づくりの役割を果たせるのではないかとあります。ただ、反対に小学生の利用がしにくくなるのではないかと考えたのですが、その辺は何か工夫があるのでしょうか。
- 千葉委員長 今の質問に対して、事務局からどうぞ。
- 事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 児童会館の中高生の利用についてですけれども、小学生のお子さんが自宅に帰った後、夜間の利用として中高生に開放しております。週2回で、中学生が7時まで、高校生は9時まで利用可能ということで、それぞれ1人で来て勉強したり、読書をしたり、仲間に来て音楽をしたり、スポーツをしたりという利用をされております。
- K委員 結構活発に利用されているのでしょうか。
- 事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今、具体的な数字は手元に持ち合わせておりません。
- K委員 広報などはあるのですか。
- 事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それぞれの児童会館で曜日が決まっておりますので、ホームページやそれぞれの児童会館で周知していると思います。
- K委員 このごろ、小学校を卒業した中学生も放課後に利用するところがなくて困っているという話をよく聞いていましたので伺いました。ありがとうございました。
- 千葉委員長 町内会報などは使えないのですか。
- 事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 町内会では回覧板を回していますが、それに児童館の便りを一緒に挟んで回していただいています。
- 千葉委員長 それについての反応はいかがですか。
- 事務局（徳永子ども企画課長） それを見て来たかどうかはなかなかわからないのですが、小学生のときに児童会館を利用していた子どもさんが中学生、高校生になって、懐かしくて遊びに来たりしています。回覧板に挟まっている児童館便りを見て新規に来られる方もいると思いますけれども、利用されていた方がOBのような感じで来られることが多いと聞いております。
- 千葉委員長 他にいかがでしょうか。
- F委員 先ほどの児童会館の利用の件に関してですが、小学生からの利用となりますと、

ミニ児童会館は学校から直接行けるので利用しやすいのですが、児童会館となると、一度、家に帰宅して、そこからまた行くことになるので、家から児童会館までの距離が遠い子は利用しづらくなってしまっていて、児童会館が近くにあると利用しやすい子どもが使っている印象があります。ですから、もし利用を広げていきたいということでしたら、学校から帰宅する途中に児童会館があれば寄っていくこともできるようにすれば、利用が広がるのではないかと思います。

○千葉委員長 提案ですね。今のことに対して、事務局から何かありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 放課後児童クラブに入っている方は、学校が終わって、真っすぐ児童会館に行くことになると思います。これから新しい児童会館を建てるのはなかなか難しいのですが、学校が老朽化して建て直す場合は、そこに児童会館を入れて複合化するという取組を始めております。今年の4月に、中央区の二条小学校を改築してオープンしましたが、校舎の中に二条はるに児童会館が入っておりますので、そういう場合は、学校が終わってすぐに、同じ建物の中の児童会館に行けることとなります。

札幌市としては、今後、学校の改築の際に建物を複合化することで進めていきます。

○千葉委員長 今の意見について、いかがですか。

○F委員 新たに学校の近くに建て直すのを待つまでもなく、現状でも学校の隣に建っている児童会館もあるのです。放課後児童クラブに登録している子どもだけではなく、その他の子どもも帰宅途中に寄れるようになれば、利用が広がるのではないかと思います。

○千葉委員長 今の意見を参考にして、今後の利用を考えてみてください。

事務局から何かありますか。

○事務局（徳永子ども企画課長） 委員がおっしゃるように、放課後児童クラブに登録していれば、真っすぐ行って、鞆を置く場所などもあります。一方、今、過密化という問題が出てきている児童会館もございます。留守家庭ではない、登録していない自由来館の子どもさんは、恐らく、学校の決まりで、一度、家に帰らなければならないということではないかと思っています。小学生ですので、生活上の決まりといたしますか、そういうことかと思っています。

○F委員 そうなっているのであれば、そういう決まりを緩めていただければ利用が広がると思うのです。

○事務局（徳永子ども企画課長） 学校の決まりを変えてはいかがかというご提案でしょうか。

○F委員 児童会館の方でそのようにしてくださいと通知していたのですが、そうではないということですか。

○千葉委員長 今のお二人の話は、委員の皆さんは見えなところがあると思います。今、何を問題にしてお二人の間で話し合われているのかというあたりを整理していただければと思います。

○事務局（徳永子ども企画課長） 児童会館の利用には、留守家庭の子どもさんが登録す

る放課後児童クラブと、留守家庭ではない、どなたでも小学生が来られる自由来館と2通りあります。児童クラブに登録している子どもさんの場合は、学校から真っすぐ行けるようになっていまして、鞆を置く場所なども用意されて、生活の場所といえますか、家庭の代わり、家の代わり、放課後の居場所ということで担保されています。

今、F委員がおっしゃられたのは、放課後児童クラブに登録されていないお子さんでも、自由来館の場合でも、学校から真っすぐ児童会館に行けるようにした方が児童会館の利用が高まるのではないかとのご提案と受けとめました。

それについては、学校が終わったら真っすぐ家に帰りましょうというのが学校の決まりであると思います。そして、一旦、家に帰ってからどこかに出かけるときにも、保護者にしっかりと行き先を告げて、何時までに帰りましょうという決まりになっていると思います。ですから、児童会館も、一度、家に帰ってからの行き先という扱いになりますので、一旦は家に帰るとというのが原則になろうかと思えます。

○千葉委員長 今の説明の上で、こういう点を要望したいというのがF委員の意見だったような気がしますが、そのように押さえてよろしいですか。

○F委員 そうすると、ミニ児童会館は放課後児童クラブに登録しなくても利用できるわけですから、利用のしやすさに差が出てしまうことになります。ですから、児童会館を利用する場合であっても、登録がなくても利用できるように、決まりを少し緩めてはどうかと思って申し上げました。

○事務局（徳永子ども企画課長） ミニ児童会館は小学校の児童であれば利用できる仕組みになっておりまして、児童会館単独館の場合はこの小学校からでも行けるということになります。ミニ児童会館と単独児童会館では扱いが異なりますが、F委員のおっしゃられる趣旨は、ご意見としてお聞きしました。

こちらも、放課後担当は別におりますので、そういうご意見もお伝えしていきたいと思えます。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

皆さんはわかっていただけでしたか。

○E委員 関連しまして、私も学びのサポーターで集団下校の引率をお願いされたことがあるのですが、児童会館については登録制になっています。児童会館に行く子と自宅に行く子ということで、登録されている子については、直接、児童会館に引率して行きました。ですから、登録されていない子については、先ほど説明がありましたけれども、一旦お家に帰ってから来るというのが現状かと思えます。

○千葉委員長 E委員が実際にやられている仕事との関係で説明していただきました。

残り時間がだんだん少なくなってきましたが、これまでの話を聞きながら、特に小学校の関係ではC委員はお話したいことがあるのではないかと思います。

○C委員 私は、勤務先が小学校ですので、その立場でお話をさせていただきたいと思えます。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、札幌市の学校教育の重点というものがあります。各学校で、これは年度末に配付されまして、平成 28 年度版ですが、幼児、児童生徒の発達段階を踏まえて、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に活かすために、特に重点となる施策や教育内容を示したものであるということで、教育委員会から発行されて各学校に配付されます。そして、学校職員全員に配り、これを共有し、新年度の教育課程を編成して実施していく、あるいは学校経営の中核になるものになります。

今日、皆さんがお話しされたことは、平成 28 年度の取組状況報告書の中の 3 ページと 6 ページ、7 ページ、17 ページ、18 ページあたりが、札幌市の学校教育の重点に載っているものと連動しているものが多いと思います。

実は、これが平成 29 年度版の、今年度の学校教育の重点ですが、この裏表紙のところ、平成 28 年度版については札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の前文がすべて掲載されていたのですが、平成 29 年度版については、一部割愛されています。今日、お手元に配られているリーフレットの中で、この条例の中で子どもの権利が大きく四つに分けて説明していますということで、第 8 条「安心して生きる権利」、第 9 条「自分らしく生きる権利」、第 10 条「豊かに育つ権利」、第 11 条「参加する権利」がこちらに明記されています。これが平成 28 年度と変わったところだと思います。

また、この中に、学校教育の今日的な課題ということで、校種間の連携、特別支援教育、国際理解教育、情報教育というものと一緒に、人間尊重の教育というものが挙げられています。その中に、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の理念に基づいた指導の充実ということで、平成 28 年度も五つ挙げられています。平成 29 年度も同じ内容の五つが挙げられているのですが、この順番が入れかわっています。

平成 29 年度は、この条例などが皆さん方にかかなり周知されてきたということや、理解してきてきたということで、1 番目に、自分の権利について理解するとともに、他者の権利を尊重することなど、人権感覚を醸成し、いじめを未然に防止するなどの指導の充実ということと、ピア・サポートなど、子どもたちが支え、助け合う取組の充実というものが上の方に上がっております。

そのことから考えますと、このリーフレットと連動する形になっておりますので、平成 29 年度は、また札幌市教育委員会で各種の研修等も行っていただけたと思いますので、学校現場でも、そういうことを受けながら取組を一層進めていきたいと思っておりますし、それぞれの学校の行事や色々な活動の中で、こちらにあるようなピア・サポートなども含めて最大限取り入れて取組を進めていかなければならないということ、委員の皆様のご意見を聞きながら、小学校に勤める立場として頑張っていかなければならないなと気持ちを新たにいたしましたところでは。

どうもありがとうございました。

○千葉委員長 ありがとうございました。

それでは、橋本副委員長、よろしくお願ひします。

○橋本副委員長 私は中学校に勤務しております。2点だけお話をさせていただきます。

1点目ですが、私は、児童会館にかかわって、前年度まで5年間、豊平区で勤務していましたが、児童会館から案内、便りを全校生徒分配ってくださいということで、月に1回ないしは学期に1回、学校に来られていました。学校内にも掲示するものがありましたので、そういうものを通じて児童会館に行った生徒がいたと思います。また、館長のお話では、中学生が児童会館を利用する場合は、大抵は小学校からの継続ということと、使う目的がはっきりしておりまして、中学校では部活動があるために体育館が使えない、そこで児童会館の体育館でバスケットをしたいという目的を持って行くということで、何をしたいのかというものが事前にはっきりあって行く生徒が多いと館長から伺っています。

2点目ですが、学校が終わった後に真っすぐ児童会館に行くということについてです。中学校でも小学校でもそうかと思いますが、自宅から学校までの通学路の確認を行っております。ところが、そこに新たに児童会館が加わると通学路が変わります。そうしたときに、最近是不審者が大変多く出没しておりますし、帰宅時間が遅いということで保護者から問い合わせも多々あります。そういうことを考えると、学校の立場としては、児童会館を利用するという権利もあるのですが、まずは子どもたちの安全確保を考えてしまうものですから、寄り道をしないで真っすぐ家に帰りなさいという指導をするだろうというのが正直なところです。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

それでは、時間が押し迫っておりますが、まだ一言も話していない方は、何か話しておきたいということがあると思います。L委員からお願いします。

○L委員 子どもアシストセンターの相談についてですが、恐らく、対象は小学生以上かなという認識をしています。配布は保育園となっているのですが、できれば、子どもは低年齢のうちに教育してあげることが大事だと思っています。ですから、小学校に上がる前の子どもにも、周りの大人に助けを求めるのは恥ずかしいことではないし、権利ということも言っても理解できないと思うので、もう少し平易な言葉で伝えてあげると、それが成長していく過程で根底に残って、サポートが必要だと思ったときに声を上げやすいと感じています。

今の社会背景的にも、周りにいる大人に助けを求めることが必要だと思うのです。ですから、そういう機関もあるし、困ったときにはサポートが受けられるということを低年齢のうちにお伝えしてあげることも大切だと感じています。

提案です。

○千葉委員長 もっと低年齢のうちから、例えば幼稚園ぐらいのときから、権利の問題について何らかの形で話をしたらいいのではないかとということですね。私もすごく参考になりました。ありがとうございます。

それでは、最後に、まだ話をされていなかったM委員をお願いします。

○M委員 それでは、大昔に男の子だった立場から一つ聞きたいと思います。

子どもアシストセンターのすばらしいパンフレットがありますが、この男の子版はないのでしょうか。

私の感覚が古いのかもしれませんが、男の子の立場からすると、これだと相談しづらいと思います。実際に小学校、中学校の教育に携わっている人や、今のお若い高校生のご意見がどうなのかわかりませんが、そのように思いました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今の世相を反映しているかもしれませんね。

それでは、ちょうど7時になりましたので、この議題については終わりにしたいと思います。

最後に、事務局から何か連絡がありましたらお願いしたいと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 次回の委員会についてです。

先ほど、7月頃と申し上げましたが、まだ具体的な日時等は決まっておりません。今後、改めてご都合などを伺った上でご案内したいと思いますので、その際にはご協力をお願いいたします。

5. 閉 会

○千葉委員長 今日、遅く始まりました関係で、皆さんからご意見をいただく時間が少なくなってしまいましたが、高校生や女性もいらっしゃいますので、終わりの時間は7時くらいが適切かと思えます。

それでは、本日の委員会を終了させていただきます。

以 上